

平成21年度第2回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成21年11月10日（火）
午後3時から午後4時10分まで
- 2 場 所 千葉県立中央図書館 講堂
- 3 出席者 （委 員） 磯 野 嘉 子 伊 藤 修 一
川 津 敏 子 島 利 栄 子
永 野 慎 護 堀 切 公 雄
本 吉 貞 夫
（生涯学習課） 御代川 生涯学習課長
大 木 社会教育振興室主幹（兼）室長 他1名
中央図書館長 松 永 光 男
西部図書館長 篠 原 やす子
東部図書館長 野 沢 洋 子
他10名

（傍 聴 者） なし

4 議 題

- (1) 平成21年度運営状況について(経過報告)
- (2) 平成21年度図書館サービス目標に関する経過報告
- (3) その他

会議に先立ち、生涯学習課長から第30期千葉県図書館協議会委員の委嘱状及び辞令の交付とあいさつがあった。

会議の開会宣言の後、図書館協議会会議運営規則第6条の規定に基づく会議成立の確認がなされた。

次に、職員紹介の後、議長、副議長の選出を行い、議長に本吉委員、副議長に島委員が選出され、それぞれのあいさつがあった。

<会議録>

議 長 それでは、議題（1）平成21年度運営状況について及び議題（2）平成21年度図書館サービス目標に関する経過報告についてを一括審議とします。事務局から報告をお願いします。

事務局 平成21年度運営状況及び平成21年度図書館サービス目標に関する経過報告に

ついて資料1及び資料2に基づき報告。

議長 事務局より数字的なことも含め細かく説明いただきましたが、今の説明に対して御質問がありましたらお願いします。

委員 県立図書館と市町村立図書館のすみわけ、意義の違いについて、どのようにお考えでしょうか。

事務局 県立図書館も市町村立図書館も図書館法に基づいて設置されていますが、県立図書館は、市町村立図書館が入手しにくい高価な図書や専門書を収集したり、市町村立図書館では回答が難しい広域的なレファレンス等に対応したりしています。

文部科学省から「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が示され、それが一つの目安となりますが、基本的には、専門の司書を市町村立図書館では雇えない、職位的な問題、財政的な問題もあるので、県立がフォローすること、特に図書館が設置されていない市町村には全面的な支援が必要です。

委員 (千葉県は) 図書館が設置されていない市町村の割合が全国平均より高いということですが、例えば「大網白里町図書室」のように、名称が「図書館」でなく「図書室」というのは、単に所轄が違うからなののでしょうか。どのような理由で図書館施設と捉えられないのでしょうか。

事務局 図書館は各市町村の条例で位置づけ、それなりのソフトや人員を配置する形で運営されています。その基準は大まかに示されていますが、なかなかそこにもっていけないところです。

委員 それについては、やはり徐々に増やして「図書室」を「図書館」にしていく方向で動いておられるわけですか。

事務局 県立としてはできるだけ公立図書館を設置することが望ましいということは申しあげられます。しかし、図書館を設置するかしないかは各市町村の自治の問題ですので、やはり住民の意向等を踏まえ設置いただくことが必要だと思っております。

委員 そういう意味で相互貸借などで連携を強め、そこをフォローしているということでしょうか。

事務局 そうです

議長 図書館法は関係していますか。

事務局 図書館法での位置付けは、公立図書館は設置する市町村の条例で定めなければならないということです。

議長 西部図書館と東部図書館の入館者数は増えていますが、中央図書館は若干減少しております。これはどういうことでしょうか。

事務局 来館者向けの催しを実施しても、なかなか来ていただけない状況ではありますが、行政情報サービスへの取り組み等、どちらかと言うと質的な向上を図るよう努力し

ています。また、レファレンス事例等は、来館しなくともインターネットで見ることができるよう、利便性の向上を図っております。

議長 入館者数は、ここ数年来上がったり下がったりしているようですが。

事務局 これは、千葉市に中央図書館が出来て身近な方が行かれるところと専門的なところに来るといふ、すみわけになっているのではないかと思います。

委員 市立図書館と競合するよりは、それぞれの役割分担を決めて、市立図書館が立派になったのは良かったと思います。県立図書館は支援することが役割ですから。

議長 パスファインダーなど努力されていますよね。評価を見たときに思いました。形態が違いますからね。

委員 千葉県関係のテーマ展示をやっていますが、読書人口ではない人もテーマ展示だと行くチャンスができます。宣伝をもっとして、読まない人も県立図書館に足を運べる視点から数多く工夫してやっていただきたいと思います。

それから図書ボランティアの育成が順調だという報告がありましたが、音訳ボランティアや読み聞かせボランティアは一日二日の研修で出来るものではないので、長期的な見通しでボランティアの育成を行って欲しいと思います。先日、生涯学習課主催の学校図書館とボランティアの連携講座がありましたが、「本来は、きちんと本を読んであげる、子どもと本を結ぶことがボランティアの仕事ですよ。」という説明が欲しかったと感じました。また、長い目で研修を受けた人たちが本当に活動できるような場を設定していかないと、近所の小学校へは敷居が高くて行かれないとか、図書館ではボランティアを活用していないのでやれないとか、そういう話も聞きます。

議長 宣伝とボランティアの育成はやはり長期的にしていきたいと思います。テーマ展示あるいは図書館ボランティア育成等意見も含めて他にありますか。

委員 県立図書館は、一つの公立図書館として地域の人にサービスすることと、もう一つは市町村を通じて広域にサービスするという形があると思います。ボランティアの養成講座も地域に根ざした活動ではなく市町村を通した講座になってくのではないかと思います。

議長 ボランティアの話題が上っていますが、その件に関して他に何かございますか。
生涯学習課 当課のボランティア講座は、講師の先生のお話を中心に構成しておりますが、ボランティアの方で誤解している部分があるというのが実態だと思いますので、その点は今後注意していきたいと思います。

委員 予算額が減少する中で、それに代わる方策は何か考えていますか。サービス面の向上、利便性の向上は、その額が下がっても最大限の効果を生むようなアイデアが求められているのではないのでしょうか。県立図書館のあり方として、他で購入で

きない資料や市町村レベルで出来ないことを県立図書館が補完するのも一つの連携だと思えます。連携というものは現場の気持ち、相手の目線で考えていくことが大切だと思えます。県立図書館の司書の方、専門的な方々が最小限で効果を生むようなものを話し合われているのだと思えますが。

委員 私は予算減になって、それに代わるものは蔵書だと思えます。蔵書数というのは市町村と県立とトータルで考えれば莫大な費用だと思えます。

事務局 直接的な答えになるか分かりませんが、県立図書館では3館の重複本をきちんと整理し、年間8万冊の新刊図書のうち2万冊を購入しています。

しかし、全部を購入するのは当然無理な話しの中で、役割分担を考えてやっていくことになると思えます。

今、我々が取り組んでいるのは、例えば寄贈資料の収集で今年度は増えています。また、各市町村で予算が削られている状況の中、資料の相互貸借と協力車の運行により、図書館ネットワークを確保すること。さらに、県立が県立たる所以は専門性にあると思えますので、レファレンスサービス、パスファインダー、図書館ホームページ、行政サービス、企画展示 課題解決型情報提供等、いろいろな面で県立図書館が努力していることを県民の方に御承知いただき、予算の減額も少なくなるよう努力していきたいと思えます。

議長 寄贈資料は、どのようなところから寄贈されるのですか。

事務局 西部図書館では、逐次刊行物を市からいただいております。市では2年ぐらいで廃棄してしまいますので。

議長 君津の中央図書館では毎年5,000冊から7,000冊廃棄しています。どこかに寄贈したいと考えていますが、どう上手く活用しようか悩んでいるところです。

委員 公費で買っているものですから、順番を踏んで活用する必要がありますが、表紙やラベル、バーコード等をはがしたりすると本がかなり痛むという話も聞きました。

議長 ちなみに廃棄の話が出ましたが、県立図書館は廃棄した図書はどうしていますか。

事務局 焼却処分しますが、(汚破損の激しい資料以外)基本的には廃棄しませんので他に寄贈もしておりません。

委員 仕事はこれ以上お願いできないくらい十分やっただいていてとの印象を持ちました。さきほど書庫が一杯だと言うお話しでしたが、本はそんなに用意しなくてもいいのではないのでしょうか。もちろん年間8万冊の新刊本は、何とか市民、一般に提供できる体制が欲しいと思えますが、本当に資料性の高いものはどんどんマイクロ化して書庫がガラガラになるくらい頑張ってください。そういう取り組みに対しても非常に苦労されているのだらうと感謝しております。

副議長 数値目標について、半年を経過して約50%の達成率は、予算が減らされている

中でも、本当に一生懸命努力をされているなというのが実感です。いろいろなところでいろいろな意見が出ますが、それは参考にしつつ、このまま頑張っ今年度はやっていただければいいのではないかと思います。

議長 今年度は、購入図書の数値が18,600冊、今現在の達成率は51.3%ということですから、一つ頑張っいただきたいと思います。他に何かありませんか。

委員 県立図書館で多くの事業をやられていることに驚いています。例えば名作映画鑑賞会まで図書館がやるとなると、図書館の守備範囲はどこまでになるのでしょうか。

予算が7%削減されている状況下で、市町村と同じようなことをやっている、いらんんじゃないかと言われるのが落ちなんです。ですから、県立図書館でなければ出来ないものに特化していった方が気がします。映画も別に批判するわけではありませんが、映画もやるのかというイメージでした。本当に守備範囲をもう少しきちんと決めて、7%削減されてもしっかりと説明できる形で運営していただけると良いと思います。

議長 それでは議題の(1)(2)を以上で終了します。(3)その他について事務局から何かありますか。

事務局 その他ということで1点申し上げます。著作権法の一部改正による法律が平成21年6月19日に公布されております。来年1月1日に施行となりますが、図書館に関連する事項としては、障害者サービスを利用することができる者の範囲が拡大されます。また、複製に関しても政令で指定される予定ですが、図書館での録音図書の製作について、著作権者の許諾が不要になります。県立図書館としても今後の状況を見ながら対応を進めていく予定です。

議長 何かお聞きしたいことがありますか。

ないようですので、以上を持ちまして議事を終了します。

※ ここで議事は終了し、次回の平成21年度第3回目の協議会は3月頃の予定で、県立東部図書館(旭市)で実施することを報告し、平成21年度第2回千葉県図書館協議会を終了した。